

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
一〇十四（略）	一〇十四（略）
十五 アレムツズマブ及びその製剤	（新設）
十六〇五十九（略）	十五〇五十八（略）
六十 六・七―ジクロロ―一・五―ジヒドロイミダゾ〔二・一―b〕キナゾリン―二（三H）―オン（別名アナグレリド）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
六十一（略）	五十九（略）
六十二 四―〔二・四―ジクロロ―五―メトキシフェニル〕（アミノ）―六―メトキシ―七―〔三―（四―メチルピペラジン―一―イル）プロピルオキシ〕キノリン―三―カルボニトリル（別名ボスチニブ）及びその製剤	（新設）
六三〇八十三（略）	六三〇八十（略）
八十四 二―デオキシ―二―〔三―メチル―三―ニトロソウレイド）―D―グルコピラノース（別名ストレプトゾシン	（新設）

）及びその製剤

八十五～百五十一

（略）

八十一～百四十七

（略）